



稲敷市

Inashiki Agriculture Committee

農業委員会だより

発行者

稲敷市農業委員会 広報委員

茨城県稲敷市犬塚1570番地1 TEL 029(892)2000(代) FAX 029(893)1554

第19号



園児によるサツマイモ掘り体験

- 新しい農地利用最適化推進委員をご紹介します／お世話になりました … P2
- 農業者年金に加入しよう／農業者年金を受給されている方へ …………… P2
- 耕作放棄地対策の取組み …………… P3
- 視察研修を実施しました／地域計画区域内の農地転用について …………… P4
- 相続登記が義務化されました～農地を相続したときは届出を～ …………… P4

新しい農地利用最適化推進委員をご紹介します



荒井真由美 (下太田)

このたび農地利用最適化推進委員を務めさせていただくことになりました荒井です。本地域の農業は、長年にわたり先輩方のご尽力と地域の皆様のご協力によって支えられてきましたが、耕作者の高齢化が進んでいる中、今後、若い世代が効率良く農地を引継ぎ、営農をしていけるか不安に思いました。そこで、私が推進委員となって次の世代に繋げる役割ができればと思い応募しました。皆様の声を聞きながら、一緒に地域農業を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お世話になりました

次の方々が退任されました。本市の農業振興にご尽力いただき、ありがとうございました。

農業委員会委員	篠崎 惣壽 様 (高田)
農地利用最適化推進委員	土肥 徳良 様 (下太田)
農地利用最適化推進委員	山崎 健一 様 (蒲ヶ山)

「農業者年金」に加入しよう

農業者年金の特徴

- 積立方式、確定拠出型で少子高齢化時代でも安心です。
- 保険料は月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に設定できます。(いつでも変更可)
- ※令和4年1月1日から35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円からでも通常加入できるようになりました。
- 終身年金で80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族に支給されます。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の要件を満たす農業者に国からの保険料の補助があります。

「農業者年金」を受給されている方へ

農業者年金が減額になる場合があります

- 後継者に経営移譲・経営承継された方が、貸借の相手先を変更したり、農地を転用したりすると減額になる場合があります。農地の移動の予定があるときは、事前に農業委員会へ相談してください。

もし受給者が亡くなったら

- 受給者が死亡した場合は、遺族の方が速やかに死亡届を提出してください。提出が遅れると過払いとなった年金の返納が必要となることがあります。

詳しくは

農業委員会事務局
独立行政法人農業者年金基金HP



耕作放棄地対策の取組み

耕作放棄地を解消して、サツマイモ栽培

農業委員会では、平成22年度から耕作放棄地の解消と、農業体験学習による食農教育の推進を目的として、耕作放棄地を借り受け、農業委員自らが農地の再生に取り組んでいます。昨年に引き続き今年も伊佐津の畑を借り受け、サツマイモ栽培を行いました。市内のこども園や保育園の園児がイモ掘り体験をしたほか、市文化祭での販売も好評で、売上金の一部を稲敷市社会福祉協議会に寄付しました。



① 荒廃してしまった農地を



② 再生し



③ サツマイモを収穫



▲ 元気いっぱいの収穫体験



▲ 市文化祭での販売は昨年以上に大好評でした



▲ 売上の一部を稲敷市社会福祉協議会へ寄付させていただきました

耕作放棄地対策についての勉強会

令和8年3月10日（火）に成田国際空港株式会社様より講師をお招きして、耕作放棄地対策についての勉強会を開催しました。耕作放棄地対策に空港？と思いますが、成田国際空港では航空脱炭素化を目指しており、その取組で「持続可能な航空燃料」の原料にソルガムという作物の実証実験を行っております。まだまだ試験的な段階ではありますが、ソルガム栽培が耕作放棄地対策に活用できればと期待しております。



視察研修を実施しました

令和7年11月13日(木)～14日(金)にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員による視察研修を実施しました。今年度の視察先は、福島県農業総合センターを訪問しました。当該センターは技術開発機能を核に、安全・安心な農業を推進する機能と農業教育機能を兼ね備えた福島県農業振興の拠点であります。こちらの主任研究員の方より「次世代型有機栽培の実証」というテーマで、水稻有機栽培におけるスマート農業の試験研究について説明を受けました。みなさん熱心に耳を傾け、いくつも質問をするなど大変有意義な研修になったかと思えます。ご対応いただいた職員の皆様に感謝申し上げます。



地域計画区域内の農地転用について《ご注意ください》

令和7年3月の公告をもって、稲敷市の地域計画が策定されました。これに伴い、地域計画区域内の農地を転用する際には、地域計画の変更手続きが必要になります。変更の手続きについては転用目的により、相当程度の期間を要する場合がありますのでご注意ください。地域計画の変更手続きについては、稲敷市農政課までお問い合わせください。
※地域計画区域内の農地であるかどうかは市ホームページでご確認いただけます。

全国農業新聞

月4回金曜日発行

令和8年4月より購読料が
月額税込み900円に改定されました
お申し込みは農業委員会へ

相続登記が義務化されました

～農地を相続したときは届出を～

これまで任意だった相続登記が法律改正により令和6年4月1日から義務化されました。これにより、相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要がありますのでご注意ください。

また、相続した土地に農地が含まれている場合には、相続登記完了後に農業委員会に届出をお願いします。

※相続登記については、法務局へお問い合わせください

編集委員

委員	委員	委員	委員	委員長
飯塚	遠藤	村山	坂本	村松
治正	一行	文雄	和夫	清美

(委員長 村松清美)

「令和の米騒動」。米不足と集荷競争を背景に、JA全農いばらきは令和7年産コシヒカリ(一等米)の概算金を一俵三万円と大幅引き上げ、過去最高水準を記録しました。農業が基幹産業である当市において米価高騰は喜ばしいことです。しかし、特に個人農家においては税金対策が困難であり、令和7年分確定申告における税負担の増加という課題に直面しています。担い手不足、耕作放棄地の増加という深刻な構造問題、国際情勢の不安定化による資材・燃料価格の高騰等、農家を取り組むべき経営課題は多くありますが、当農業委員会は豊かな稲敷市の農地を後世に残すため引き続き活動していく所存です。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

編集後記